

栽培収穫体験ファーム事業実施要綱

制 定 平成 13 年 4 月 1 日 緑政セ第 116 号（緑政局長決裁）

最近改正 令和 6 年 3 月 28 日 環創農第 1806 号（環境創造局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、横浜みどりアップ計画に基づいて、市民の農業体験の場を確保するとともに、農業に対する理解を深め、良好な農地の保全を図ることを目的とする栽培収穫体験ファーム推進事業に関して必要な事項を定めるものとする。

2 取組にあたっては、緑の多様な機能を生かし、みどり豊かな美しい街を実現するとともに、脱炭素社会の実現と GREEN×EXPO 2027 の共感につなげるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において「栽培収穫体験ファーム」（以下、「体験ファーム」という。）とは、農園開設者が農業経営の一環として設置する農園で、市民農園整備促進法第 2 条 2 項 1 号ロに規定する農園利用方式に準じて開設される農園とする。主たる耕作と管理運営は農園開設者自らが行い、入園者は農作業の一部を行うために当該農園に入園するもので、農地の利用について賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を伴わないものとする。

2 この要綱において「農園開設者」とは、事業承認を受けて体験ファームを開設するものをいう。

（種類）

第 3 条 体験ファームの種類は「個人体験型」、「団体体験型」、「教育・福祉型」の 3 種類とし、整備・運営内容の詳細は次のとおりとする。

2 個人体験型：おおむね 30 m²相当分の区画で、年間 2 作各 6 品目（計年間 12 品目）程度の農作物の栽培と収穫を体験する農園。

3 団体体験型：区画割りを行わず、町内会、法人の厚生会等のおおむね 10 人以上の団体により、年間 2 作 2 品目以上の栽培と収穫を体験する農園、または、水稻の栽培と収穫を体験する水田。

4 教育・福祉型：区画割りを行わず、学校教育又は福祉等を目的として、年間 2 作 2 品目以上の栽培と収穫が体験できる農園、または、水稻の栽培と収穫を体験する水田。

（事業対象地の要件）

第 4 条 体験ファームを開設しようとする用地の要件は次のとおりとする。

(1) 宅地化農地を除く農地で面積がおおむね 300 m²以上であること。

(2) 日照、排水等農園に適した土地であること。

(3) 原則として公道に接していること。

(4) 5 年以上、体験ファームの用に供することができること。

(5) 近隣で相当数の利用者が見込めること。

(6) 農地法等関係法令に違反していないこと。

（事業承認の申請）

第 5 条 体験ファームの事業承認を申請しようとする者は、栽培収穫体験ファーム事業承認申請書（第 1 号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には次に掲げる書類を添えるものとする。

(1) 栽培収穫体験ファーム事業計画書（第 2 号様式）

(2) 案内図（開設場所を示した地形図等）

- (3) 施設配置図（区画割り、施設の配置を示した平面図等）
- (4) 事業対象地の登記簿謄本
- (5) 事業対象地の公図の写し等
- (6) 利用権設定した農地で開設する場合は、利用権設定に係る市報の写し。さらに、当該利用権が5年未満で終了する場合は、5年以上利用権を継続する旨の土地所有者の同意書
- (7) その他、市長が必要と認める書類
（事業承認の決定等）

第6条 市長は、事業承認の申請があったときは、当該申請に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、事業承認をすべきものと認められたときは、速やかに栽培収穫体験ファーム事業承認通知書（第3号様式）により、その旨を事業承認の申請をした者に通知するものとする。

（事業承認期間）

第7条 体験ファームの事業承認期間は、事業に着手した日の属する年度から5年間とする。

- 2 前項の事業承認期間が終了した場合でも、第2条に規定する体験ファームの定義に沿った運営がなされ、かつ事業対象地の全部が第4条に規定する要件に該当している限りにおいては、体験ファーム事業を続けることができるものとする。

（事業承認の変更）

第8条 農園開設者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業承認期間内においても承認された事業の内容の変更（中止・廃止）を申請することができるものとする。

- (1) やむを得ない理由で体験ファームの継続が困難になった場合。
- (2) 事業対象地の一部ないし全部が第4条に規定する要件に該当しなくなった場合。

- 2 農園開設者は前項により事業の内容を変更しようとする場合は速やかに、栽培収穫体験ファーム事業変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）により、市長の承認を受けるものとする。

（事業変更承認の決定等）

第9条 市長は、前項による事業変更（中止・廃止）承認の申請があったときは、当該申請に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、事業変更承認をすべきものと認められたときは、速やかに栽培収穫体験ファーム事業変更（中止・廃止）承認通知書（第5号様式）により、その旨を事業変更承認の申請した者に通知するものとする。

（事業終了の報告）

第10条 農園開設者は、事業承認期間終了後に体験ファーム事業を終了した場合は、栽培収穫体験ファーム事業終了報告書（第6号様式）を市長に提出するものとする。

（施設整備）

第11条 体験ファームには、必要に応じて次に掲げる施設等を整備するものとする。ただし、表示看板については必須とする。

- (1) 栽培収穫体験ファームである旨の表示看板
- (2) おおむね30㎡ごとの区画割り
- (3) 各区画に通じる通路
- (4) 給水設備
- (5) 簡易な物置
- (6) ベンチ
- (7) 日陰棚

(8) その他、市長が必要と認める施設

(開設に対する支援)

第12条 市長は、農園開設者に対して毎年度予算の範囲内において、体験ファームの開設に係る施設整備の経費に対する補助金を交付する。

2 補助の内容及び補助金交付に係る必要な事項は別に定めるものとする。

(利用者)

第13条 利用者の募集については農園開設者が公平かつ適正に行うものとし、対象は原則として横浜市内在住・在勤・在学の者とする。

(利用契約)

第14条 農園開設者は利用者と農園利用契約を締結するものとする。

2 個人体験型の場合は、区画ごとに利用者を決定し、農園利用契約を締結するものとする。

3 団体体験型の場合は、団体の代表者と農園利用契約を締結するものとする。

4 教育・福祉型の場合は、学校等の代表者と農園利用契約を締結するものとする。

(利用料)

第15条 利用料を徴収する場合、利用料は“農作業を体験する入園料”と“収穫予定農産物代金”に項目を分けて料金を設定し、農園利用契約書の中に定めるものとする。

(利用期間)

第16条 利用期間は原則として1年以内とする。ただし、契約の更新については、農園開設者が認める場合はこれを妨げない。

(利用区画)

第17条 個人体験型の場合は、出来るだけ多くの市民が利用できるように、原則として一世帯一区画の利用とする。

(農園開設者と利用者の作業分担)

第18条 農園開設者は、農園の良好な管理に努め、年間作付け計画の策定、作付け位置の指定、耕うん、種苗の準備、施肥、ほ場整備及び利用者に対する指示等を行う。なお、これらの作業の一部を他の農家等に委託することも可能とする。

利用者は農園開設者の指示に従い、播種、植付け、管理作業の一部、除草、収穫作業等、農作業の一部を継続して行う。

(広報・普及啓発への協力)

第19条 農園開設者は本事業により支援を受けた場合は、その旨の分かる標識等を適切な方法により掲示すること。また、横浜市から横浜みどりアップ計画の広報や本事業の普及啓発のため、写真提供等の要請があったときは協力すること。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、体験ファーム推進事業に関して必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に栽培収穫体験ファーム事業実施要綱及び栽培収穫体験ファー

ム補助金交付要綱の規定によりなされた申請、決定、その他の行為については、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

（申請先）
横浜市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

栽培収穫体験ファーム事業承認申請書

栽培収穫体験ファーム事業実施要綱に基づき「横浜みどりアップ計画」による栽培収穫体験ファーム事業を実施したいので、同要綱第5条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

栽培収穫体験ファーム事業計画書

1 事業対象地

所在地	面積 (㎡)	土地所有者 氏名	登記簿 地目	現況 地目	都計区分	備考
合計						

2 開設内容

体験ファームの名称	
所在地	
開設者	
運営開始予定	年 月 日
運営形式	・個人体験型 ・教育・福祉型（野菜・水稻） ・団体体験型（野菜・水稻）
利用料	円／区画・人 (入園料 円・収穫予定農産物代金 円)
開設区画数・面積 (※)	区画／ m ²
栽培指導者	・開設者本人 ・家族 ・その他 ()
備考	

※区画割りを伴う場合は開設区画数を、区画割りを伴わない場合は開設面積を記入

栽培収穫体験ファーム事業計画書(複合型)

1 事業対象地

所在地	面積 (m ²)	土地所有者氏名	登記簿 地目	現況 地目	都計区分	備考
合計						

2 開設内容

体験ファームの名称		
所在地		
開設者		
運営開始予定		年 月 日
①	運営形式	・個人体験型
	利用料	円/区画・人 (入園料 円・収穫予定農産物代金 円)
	開設区画数	区画/ m ²
②	運営形式	・教育・福祉型 (野菜・水稻)
	開設面積	m ²
栽培指導者		・開設者本人 ・家族 ・その他 ()
備考		

3 運営に係る収支計画書

	項 目	金 額	備 考
収 入	入 園 料		円 × 区画
	収穫予定農産物代		円 × 区画
	合 計		
支 出	種 苗 費		
	肥 料 費		
	農 薬 費		
	諸 材 料 費		
	農 機 具 費		
	労 務 費		
	光 熱 水 費		
	事 務 費		
合 計			

※教育・福祉型の場合は省略

住 所

氏 名

横浜市長

印

栽培収穫体験ファーム事業承認通知書

年 月 日に申請のありました次の「横浜みどりアップ計画」による栽培収穫体験ファーム事業については、栽培収穫体験ファーム事業実施要綱第6条の規定により、承認することに決定しましたので通知します。

体験ファームの名称	
所在地	
開設者	
運営開始予定	年 月 日
運営形式	・個人体験型 ・団体体験型（野菜・水稻） ・教育・福祉型（野菜・水稻）
利用料	円／区画・人 (入園料 円・収穫予定農産物代金 円)
開設区画数・面積	区画／ m ²
栽培指導者	・開設者本人 ・家族 ・その他（ ）
備考	

担当

(担当者名) 電話：

年 月 日

（申請先）
横浜市長 山中 竹春

申請者 住 所

氏 名

電話番号

栽培収穫体験ファーム事業変更（中止・廃止） 承認申請書

年 月 日に〇〇〇第 号で事業承認を受けました「横浜みどりアップ計画」による栽培収穫体験ファーム事業を、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

変更（中止・廃止）の内容	
変更（中止・廃止）の理由	

--	--

(A 4)

住 所

氏 名

横浜市長

印

栽培収穫体験ファーム事業変更（中止・廃止） 承認通知書

年 月 日に申請のありました「横浜みどりアップ計画」による栽培収穫体験ファーム事業の変更（中止・廃止）については、栽培収穫体験ファーム実施要綱第9条の規定により、承認することに決定しましたので通知します。

担当

（担当者名） 電話：

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

栽培収穫体験ファーム事業終了報告書

年 月 日に〇〇〇第 号で事業承認を受けた次の「横浜みどりアップ計画」による栽培収穫体験ファーム事業を終了いたしましたので次のとおり報告します。

体験ファームの名称	
所 在 地	
開 設 者	
事 業 終 了 日	年 月 日
運 営 形 式	・個人体験型 ・団体体験型(野菜・水稻) ・教育・福祉型(野菜・水稻)
開設区画数・面積	区画/ m ²
備 考	